

# グループホームたすけ愛 利用料金表

令和6年8月1日現在

対 象 者		負担階層	月額負担上限額
障害者総合 支援法	生活保護受給世帯	生活保護	0円
	市町村民税非課税世帯（本人年収80万円以下）	低所得1	0円
	市町村民税非課税世帯（低所得1以外）	低所得2	0円
訓練等給付 対象者 （区分1～6）	市町村民税課税世帯 （所得割16万【障害児にあっては28万円】未満の者に限り、20歳以上の施設等入所者を除く）	一般1	20未満の方 9,300円
	市町村民税課税世帯 （一般1に該当するものを除く）	一般2	37,200円

※20歳以上の入所者が「一般1」の所得区分に該当することはない。

## 【1】基本利用料（利用者全員に係るもの）

利用料・体制加算 / 負担階層	生活保護	低所得 1.2	一 般 1・2
共同生活援助サービスⅢ大規模住居減算（単位）	0	0	154
福祉専門職員配置等加算Ⅰ（単位）	0	0	10
医療連携福祉加算（単位）	0	0	39
夜間支援等体制加算Ⅲ（単位）	0	0	10
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)（単位）	0	0	所定単位× 192/1,000
日合計（円）	0	0	2,539円
月合計 30日計算（円）	0	0	76,170円

## 【2】個別加算利用料（個別に提供するサービスが発生した場合にのみ加算するもの）

<input type="checkbox"/> 日中支援加算	<input type="checkbox"/> 入院時支援特別加算
<input type="checkbox"/> 帰宅時支援加算	<input type="checkbox"/> 長期入院時支援特別加算
<input type="checkbox"/> 長期帰宅時支援加算	

※上記【1】【2】のひと月の合計額に、福祉介護職員処遇改善加算の3%が加算されます。

### 【3】 その他の利用料（実費相当額）

食 費	1食270円/月+5000円/月（米代・調味料代等）
光熱水費	利用者の電気料は個室メ-ターで料金を算出します。 ガス代は、全体の使用料を入所者の人数で割って算出します。 水道料は、1人月額1,000円とします。
家 賃	1ヶ月23,000円
管理費	備品類の維持管理、消耗品・備品購入費等として7,000円
その他	その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるものの実費（バ-ト費等）